大■分■県
地域リハビリテーション
研■究■会
第26号

巻　頭　言

大分県地域リハビリテーション研究会
副 会 長　田中　努

ご挨拶を申し上げるにあたり、今回の新型コロナウィルス流行に際し、日々感染の危険性に曝されながらも、利用者や患者、そしてその家族の命と生活を守るために、休みなく働いておられる皆様に心から敬意を表します。

さて、本研究会は地域リハビリテーションの目的のもと 15 以上の職能団体で構成されています。この研究会が普段地域で活動する集大成として毎年研修会が行われています。発足 17 年の実績の過程で介護、医療、保健福祉、行政に関わる顔の見える関係は築けてきたのではないかと実感しております。

新年号に代わりさらに一歩踏み込んだ地域リハビリの活動、意義を模索する必要が高まる、まさに今、本来の地域リハビリの目的をもう一度見直す必要がありました。

先日行われた第 8 回大分地域リハビリテーション・ケア研究大会ではテーマを「原点回帰」と掲げ、基調講演では武居会長より「原点回帰～大分県地域リハビリテーション研究会の果たすべき役割と今後の展望～」と題し、地域リハビリ発足の背景、あゆみ、活動を講演頂きました。

さらに当事者（利用者、患者、家族）と専門職の垣根を外す団体である意義も込めて、3 つの当事者団体より「医療、福祉、介護の専門職に望むこと」として講演、情報発信をしていただき、まさに原点を振り返る有意義なシンポジウムを行うことができました。

また、口述発表は 10 題行われ専門職が地域リハビリの理念を持って普段取り組んでいる様々な研究や事例が発信されました。

今回の研修会を通して、私たち専門職がそれぞれの地域、それぞれの立場で目の前にいる利用者、患者、家族に寄り添い専門性を発揮すること、そのものが地域リハビリを実践する地道で大切な一歩となると感じることができました。

現在、国難ともいえる新型コロナウィルス感染症や想定外の災害時など、私たちが関わる利用者、患者、家族だけでなく広く国民から私たちの専門性に期待が寄せられています。今こそ専門職が力を合わせてその専門性を発揮する時だと思います。

今後も顔の見える連携が実感できるように、地域リハビリテーション支援センターと両輪で活動を行って参ります。

今後とも、皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

第 16 回　大分県リハビリテーション支援センター・大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会　報　告

大分県リハビリテーション支援センター
（JCHO　湯布院病院内）
西ノ園　龍太郎

テーマ「地域で支える認知症」
日時：令和元年 7 月 28 日（日）
会場：別府国際コンベンションセンターB-Con Plaza　3F 国際会議場
内容：

1. 報告①「平成 30 年度地域リハビリテーション活動報告と平成 31 年度の事業計画」
   報告者:大分県リハビリテーション支援センター運営部　佐藤友美
2. 報告②「平成 31 年度大分県からの事業説明」
   報告者：大分県高齢者福祉課　吉村一彦 氏
3. 講演　テーマ「これからの認知症対策～共生と予防に向けて～」
   講師：鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座・環境保健学分野　教授　浦上 克哉 氏

4. シンポジウム
   テーマ「高齢運転者どう支援する？～活動・参加を維持し、地域でいきいきと暮らすために～」
   座長：大分県地域リハビリテーション研究会副会長　三浦　晃史
   アドバイザー:鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座・環境保健学分野　教授　浦上 克哉 氏
   シンポジスト：
   ① 大分県警本部交通部運転免許課　　講習補佐　衛藤文彦 氏
   ② NPO 法人えんしゅう生活支援 net/作業療法士　建木健 氏
   ③ さわやか九州 1 ブロックインストラクター/社会福祉士　国東市生活支援コーディネーター　宮田太一郎 氏

【衛藤氏】

【建木氏】

【宮田氏】

講演においては認知症に関する基本的な内容を踏まえながら、よい対応、悪い対応、早期に発見するチェック項目、認知症の方が住みやすい地域づくりに必要なことなどをご提案いただき専門職種の学びの機会となったと考える。

シンポジウムでは、認知機能低下による困りごとの一つとして自動車運転があり社会的な課題となっており、「自動車運転を取り巻く様々な課題」を軸に、高齢者講習や高齢者の運転の特徴について、リハビリテーションの立場から高齢者の自動車運転支援について、事例をふまえた高齢者の移動支援についてご講演いただき、その後は参加者間で意見交換することができた。

参加者：184 名

第 8 回　大分地域リハビリテーション･ケア研究大会交流会　報　告

大分県地域リハビリテーション研究会　事務局
（公社）大分県看護協会　　小平　隆三

今年度の研究大会は「原点回帰～大分県地域リハビリテーション研究会の果たすべき役割と今後の展望～」をテーマに掲げ、令和 2 年 1 月 26 日（日）に別府ビーコンプラザで開催されました。

研究大会前日の 1 月 25 日（土）の交流会では、（一社）日本筋ジストロフィー協会大分県支部の早野真弓様にもご来場いただき、盛大に開催されました。

当会副会長の田中努（大分県介護福祉士会会長）の開会挨拶、井野邉運営部長による乾杯挨拶で交流会の幕を開け、終始和やかな雰囲気でした。途中、井野邉運営部長と平岡事務局長のカラオケで盛り上がりました。歓談中は各団体の会員同士が情報交換などを行い、親睦を深めると共に、翌日行われる研究大会に向け、一致団結しました。

最後は、（公社）大分県言語聴覚士協会会長の木村暢夫氏による閉会の挨拶で幕を閉じ、全員で記念撮影を行い、貴重な連携の場となった交流会でした。

第 8 回　大分地域リハビリテーション･ケア研究大会　報　告

第 8 回大分地域リハビリテーション･ケア研究大会を終えて

大分県地域リハビリテーション研究会
事務局長　　平岡　　賢

第 8 回大分地域リハビリテーション・ケア研究大会が、令和 2 年 1 月 26 日（日）一般公開研修会が開催されました。

【武居会長の開会挨拶】

【基調講演座長の井野邉運営部長】

今回は「原点回帰～大分県地域リハビリテーション研究会の果たすべき役割と今後の展望～」というテーマで、当事者家族会である（一社）日本筋ジストロフィー協会大分県支部　早野真弓様 、（公社）日本リウマチ友の会大分支部　松井富士子様 、大分県脊柱靭帯骨化症友の会　高橋浩一様から「医療・福祉・介護従事者へ望む事」を中心にご講演いただきました。

【（一社）日本筋ジストロフィー協会大分県支部
早野真弓様】

【（公社）日本リウマチ友の会大分支部
松本富士子様】

【大分県脊柱靭帯骨化症友の会　高橋浩一様】

地域社会で生活する中、これまでの経験談や本人及び家族が障害を抱え生活する事の大変さ、地域資源の格差などをお話しいただきました。私たち医療従事者にとって何ができるか、これからの課題が見えた時間となり、正しく「原点回帰」テーマに相応しい講演でした。

【ディスカッションの様子】

基調講演及びシンポジウムの他に、各職能団体からの一般演題（10 題）があり、有意義な一日となりました。

【会場の様子】

第 31 回大分県地域リハビリテーション研究会役員会　報告

日　時：令和元年 7 月 8 日（月）　19 時 30 分～20 時 30 分　井野辺病院会議室にて

出席者：武居光雄会長、井野邉純一運営部長、原田禎二顧問、長岡博志監事、高畑智浩監事

- 医師懇話会（井野邉純一）
- （公社）大分県理学療法士協会（会長　市川泰朗）
- （公社）大分県放射線技師会（池田義弘（会長代理））
- （公社）大分県臨床工学技士会（高畑智浩（会長代理））
- （一社）大分県歯科衛生士会（会長　有松ひとみ）
- （一社）大分県医療ソーシャルワーカー協会（会長　脇坂健史）
- （一社）大分県公認心理師協会（北吉直子（会長代理））
- 大分県視能訓練士会（会長　亀井久典）

委任者：佐竹孝之名誉顧問、根橋良雄名誉顧問、本田昇司顧問、平岡賢事務局長

（公社）大分県作業療法協会、（公社）大分県言語聴覚士協会、（公社）大分県看護協会

（公社）大分県薬剤師会、（公社）大分県栄養士会、（公社）大分県臨床検査技師会

（一社）大分県介護福祉士会、大分県介護支援専門員協会

議　事：

1.　大分県地域リハビリテーション研究会　副会長交代について

（一社）大分県介護福祉士会会長交代に伴い、当研究会副会長を三浦晃史氏から田中努氏へ変更する。満場一致で承認を頂く。

2.　平成 30 年度事業報告及び決算について（監査報告含む）

資料に基づき、田村運営部員より昨年度（平成 30 年度）の決算報告を、長岡監事より昨年度（平成 30 年度）の会計監査報告を行う。決算報告、会計監査について満場一致で承認を頂く。

3.　令和元年度事業計画について

資料に基づき、田村運営部員より令和元年度の事業計画を報告。第 8 回大分地域リハ・ケア研究大会の内容及び詳細については、継続審議とする。

大分県地域リハビリテーション研究会　会則

第一章　総　則
第１条　本会の名称を「大分県地域リハビリテーション研究会」と称する。
第２条　本会の事務局は付則に規定する。
第二章　目的及び事業
第３条　本会は地域リハビリテーションの理念を効果的に実現するために県下の医療、福祉、保健、教育、就労などリハビリテーション各分野の関係者あるいは団体間の相互理解と交流をはかり、連携して地域リハビリテーションの発展に寄与することを目的とする（地域リハビリテーションの定義は末尾の付則３を参照）。
第４条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 県下のリハビリテーション関係者の交流や研修の機会として研究会やセミナーを開催する。
2. 地域リハビリテーションに関する調査、研究を行うほか、資料その他の情報を収集し、相互に伝達、紹介を行う。
3. 地域リハビリテーション理念の普及のため、講演会などを開催する。
4. 県下の地域リハビリテーション発展のため技術的協力を行う。
5. その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第三章　会　員
第５条
1. 本会の会員は正会員と賛助会員とする。
2. 正会員は県下の各分野で地域リハビリテーションに携わる専門職で構成される団体とする。
3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、活動に協力・支援をする個人又は団体とする。
4. 団体、賛助会員の入会については役員会において承認を得ることとする。

第四章　役員、顧問、および職員
第６条
1. 本会に役員、顧問、および職員を置く。
2. 役員は次のとおりとする。
   (1) 会　　長　　１名
   (2) 副 会 長　　２名
   (3) 幹　　事　　正会員たる団体の代表
   (4) 監　　事　　２名
   (5) 事務局長　　１名
3. 職員は次のとおりとする。
   (1) 運営部長　　１名
   (2) 運営部員　　正会員たる団体の代表
   (3) 事務局員　　若干名

第７条
1. 会長、副会長、事務局長は役員会において選出する。
2. 運営部長は会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
3. 監事および顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 会の運営、事業を円滑にするために、運営部会を設置する。
5. 運営部員は正会員たる団体から各１名推挙し構成する。
6. 事務局員は正会員たる団体から推挙された者をもってあてる。

第８条
1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
3. 顧問は各会議に出席し意見を述べる他、本会の事業に対し助言を行う。
4. 幹事は正会員たる団体の代表として本会の運営に参画し諸決定に参加する。
5. 監事は会計監査を行うとともに会の運営に対し意見を述べる。
6. 事務局長は会の運営、事業に関する諸事務を総轄する。
7. 運営部長は会の運営、事業に関する企画立案を総轄する。
8. 事務局員は会の運営、事業に関する諸事務および会計を担当する。
9. 本会の運営に際し業績や貢献のあった人物を、役員会で名誉顧問として推挙することができる。

第９条　役員の任期は２年とし再任は妨げない。任期終了後も後任が就任するまではその職務を行う。

第五章　会　議
第 10 条　本会の決定は役員会において行う。
第 11 条　役員会は会長、副会長、幹事、事務局長および運営部長をもって構成し、会務の諸事につき検討し、次の事項の決定を行う。
1. 役員の選出
2. 事業計画および予算
3. 事業報告および決算
4. 規約の改正
5. その他、会務における必要な事項

第 12 条
1. 役員会は会長が招集する。
2. 役員会は議長をおき会長がこれにあたる。
3. 議事は役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
4. 監事は役員会に出席し監査結果を報告するとともに会の運営に関して意見を述べる。

第六章　委 員 会
第 13 条
1. 会長は必要がある時は役員会に諮って複数の委員会を置くことができる。
2. 委員会は会の運営、活動にとって必要と思われた時に設置し、所定の活動を行う。
3. 委員は正会員たる団体から推挙された者をもって構成する。
4. 会長は委員の中から委員長を選び活動を委嘱する。また、幹事が委員長を兼ねることもできる。
5. 委員長は委員会活動を指揮し、活動の経過、結果を会長に報告しなければならない。
6. 委員長はオブザーバーとして役員会に参加することができる。
7. 会長は委員会活動の経過、結果を役員に報告する。
8. 委員会は所定の機能が終了すれば会長によって解散される。

第七章　会　計
本会の会計は会費およびその他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月 31 日までとする。

付則１
第１条　本会の事務局は会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
第２条　本会の執行にあたって必要な細則は役員会において別に定める。
第３条　この会則は平成 23 年４月１日より施行する。

付則２　会　費
第１条　正会員は年会費 20,000 円とする。
第２条　賛助会員は随時応分の負担をする。額については役員会で検討し決める。

付則３　定　義
地域リハビリテーションとは
（日本リハビリテーション病院・施設協会　2001.）

> 地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

付則４　行政関係者の参加
第１条　本会の行う活動の性格上､行政と連携および情報の共有が必要であり、関係者の本会活動への参加が望まれる。
第２条　行政関係者は賛助会員となり、会の活動に参加する。
複数の賛助会員の中で代表として選ばれた者は役員会に参加することができる。

付則５　運営部の運営
運営部は会の運営、事業に関する企画立案（講演会、研修会、広報誌作成など）を行い、運営部長がこれを総括する。

付則６　職員の任期
職員の任期は役員の規定に準ずる。ただし、任期中に職員を変更する場合は事務局に届ける。

地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションの新定義

日本リハビリテーション病院・施設協会 2001 年

＜定義＞

地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関•組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

＜活動指針＞

●これらの目的を達成するためには、障害の発生を予防することが大切であるとともに、あらゆるライフステージに対応して継続的に提供できる支援システムを地域に作っていくことが求められる。

●ことに医療においては廃用症候群の予防および機能改善のため、疾病や障害が発生した当初よりリハビリテーション・サービスが提供されることが重要であり、そのサービスは急性期から回復期、維持期へと遅滞なく効率的に継続される必要がある。

●また、機能や活動能力の改善が困難な人々に対しても、できうる限り社会参加を可能にし、生あるかぎり人間らしく過ごせるよう専門的サービスのみでなく地域住民も含めた総合的な支援がなされなければならない。

●さらに、一般の人々が障害を負うことや年をとることを自分自身の問題としてとらえるよう啓発されることが必要である。

≪編集後記≫

皆様、コロナ禍いかがお過ごしでしょうか？本年の 1 月に開催されました「第 8 回大分地域リハビリテーション・ケア研究大会」では『原点回帰～大分県地域リハビリテーション研究会の果たすべき役割と今後の展望～』をテーマに掲げ、患者やその家族から経験談等の生の声が聞け医療者として考えさせられ、初心に立ち返るいい機会となりました。ご参加、ご協力いただいた皆様有難うございました。

現在、日本も主要都市をはじめ新型コロナウイルスの感染と大変な時期であります。今後、全国的な感染拡大も懸念されています。今こそ、多職種が力を合わせ、連携を深めてそれぞれの立場から地域の皆さまを支えられる様、尽力していく所存でございます。何卒宜しくお願い致します。（T･K）

編　集：大分県地域リハビリテーション研究会　事務局
発　行：大分県地域リハビリテーション研究会
《事務局》
〒879-0945　大分市津守 888-6　諏訪の杜病院内
TEL：097-567-1277　FAX：097-567-3066
Mail to：ooitacbr@gmail.com